（法第二十六条の規定による指定法人の指定の申請手続等）

第十七条　指定を受けようとする法人は、指定法人事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二の四による申請書に、当該法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　第十五条各号に掲げる指定法人の要件に該当する旨の別記様式第二の五による宣言書

三　前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

3　認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第二の六による指定書を交付するものとする。

4　認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第二の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して三年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6　指定法人について合併又は分割があったときは、指定に係る特定国際戦略事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第十五条各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併又は分割の前に前項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定法人が二以上ある場合においては、これらの指定法人に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7　指定法人は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定書の交付の日から起算して三年を超えない範囲内で変更することができる。

9　認定地方公共団体は、法第二十六条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10　認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

11　認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12　認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（法第二十七条第一項の指定特定事業法人の要件）

第十八条　法第二十七条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　専ら認定国際戦略総合特別区域計画に定められている法第二条第二項第二号ロに掲げる事業を実施する法人であって、当該区域内のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設を有するものであること。

二　法第二十七条第一項第二号に規定する法人にあっては、指定（同項に規定する指定をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業のうち、同項第二号ロに掲げるものに限る。以下この条から第二十条までにおいて同じ。）の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する計画（第九号ロにおいて「機械建物等取得計画」という。）において、これらの取得価額（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この号及び第九号ロにおいて同じ。）が毎年度一億円以上又は第四号に規定する計画に係る計画期間内の取得価額の総額が五億円以上であること。

三　地域協議会を構成する法人であること。

四　指定に係る特定国際戦略事業を行うことについての適切かつ確実な計画（以下この条及び第二十条第一項において「指定特定事業法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。

五　指定特定事業法人事業実施計画が認定国際戦略総合特別区域計画に適合するものであること。

六　指定に係る特定国際戦略事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

七　指定に係る特定国際戦略事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

八　指定に係る特定国際戦略事業に係る経理が、指定の以前に当該法人が営んでいた他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

九　全国展開特例措置の適用を受けて特定国際戦略事業を実施しようとする法人にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　適用を受けようとする全国展開特例措置について法第十条第二項の規定による要請を指定地方公共団体等（同条第一項に規定する指定地方公共団体等をいう。）に対して行った法人又は当該法人の完全子会社であって、当該全国展開特例措置ごとに内閣総理大臣が一に限って告示で定めたものであること。

ロ　機械建物等取得計画において、これらの取得価額が毎年度二億円以上又は当該機械建物等取得計画の計画期間内の取得価額の総額が十億円以上であること。

ハ　指定特定事業法人事業実施計画において、指定後二年未満の場合にあっては毎年度十名以上、指定後三年以上の場合にあっては毎年度二十名以上を新たに雇い入れるものであること。

ニ　全国展開特例措置の適用を受けて実施しようとする特定国際戦略事業に係る指定が、当該特定国際戦略事業に係る全国展開特例措置を実施するために制定、改正又は廃止される法律、政令又は主務省令の施行の日（第二十条第五項において「全国展開特例措置の施行日」という。）から起算して二年以内に行われることが確実であると認められること。

（報告書の提出時期及び手続）

第十九条　法第二十七条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第三の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前年度の指定に係る特定国際戦略事業の実施状況

二　前年度の収支決算

三　前年度の指定に係る特定国際戦略事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

四　全国展開特例措置の適用を受けて特定国際戦略事業を実施する法人にあっては、前年度の当該特定国際戦略事業の実施に伴う労働者の雇入れに関する実績

2　認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る特定国際戦略事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定特定事業法人（法第二十七条第一項に規定する指定特定事業法人をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第三の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定特定事業法人に対して、別記様式第三の三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（法第二十七条の規定による指定特定事業法人の指定の申請手続等）

第二十条　指定を受けようとする法人は、指定特定事業法人事業実施計画その他の記載事項を記載した別記様式第三の四による申請書に、当該法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　第十八条各号に掲げる指定特定事業法人の要件に該当する旨の別記様式第三の五による宣言書

三　前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類